

高齢者虐待防止のための指針

法人名：医療法人 久晴会

事業所名：甲斐リハビリテーションクリニック

通所・訪問リハビリテーションにじ

高齢者虐待防止のための指針

甲斐リハビリテーションクリニック
通所・訪問リハビリテーションにじ

●高齢者虐待防止法（第 20 条）では、養介護施設・事業所の責務として、各施設・事業所に研修等による虐待防止の取り組みが求められている。以下に高齢者虐待防止の指針を定めるとする。

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要。当事業所では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当法人が掲げる理念の一部「共生の考えのもと、人として人に寄り添う行動」を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。

そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、通所運営規定 17 条、訪問運営規定 16 条に明示します。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当事業所では「高齢者虐待」を次のような行為として整理します。また、当事業所のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当事業所職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

【高齢者虐待防止法に示される虐待行為の類型（養介護施設従事者等によるもの）】

●身体的虐待：

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

●介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：

高齢者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

●心理的虐待：

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

●性的虐待：

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

●経済的虐待：

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当事業所では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

② 高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・ 訪問リハビリテーション リハビリテーション主任（委員会 委員長）
- ・ 通所リハビリテーション 介護主任（委員会 副委員長）
- ・ 通所リハビリテーション リハビリテーション主任
- ・ 通所リハビリテーション 介護副主任
- ・ 通所リハビリテーション 介護職員
- ・ その他、必要に応じて委員を指名
- ・ 相談役・アドバイザーとして、法人理事長、常務理事、リハビリテーション部長とします。

③ 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、委員長の招集により年間計画に基づき3カ月に1回以上の間隔で定期的開催するとともに、必要に応じて随時開催とします。虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④ 高齢者虐待防止委員会における検討事項

- ア) 虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
- イ) 虐待防止のための指針の整備、見直しに関すること
- ウ) 虐待防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- エ) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- オ) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- カ) 虐待等が発生した場合、その他発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- キ) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

⑤ 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他資料を作成し、各部内で閲覧できるよう周知徹底を図ります。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

① 定期開催

虐待等の防止を図るため、職員に対する職員研修を、年に1回以上実施します。

② 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定めて、虐待等の防止をはかるための研修を必ず実施します。

③ 研修内容

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は虐待防止委員会により定めます。

ア) 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識

イ) 本指針の内容に基づく取り組み方法

ウ) 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法

エ) 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

④ 研修記録

研修実施回ごとに、職員へのアンケート等を用いて研修の理解度を把握します。また、研修で使用した資料等を保管・管理します。

⑤ 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯等について委員会で検討し、参加率向上に努めます。また、研修ごとに参加率を算出して委員会内で評価するとともに、欠席者に対しては研修動画の閲覧、資料の配布、別日に研修開催を検討します。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

① 市町村等への通報

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定にしたがい、速やかに管轄の「地域包括支援センター」か「高齢者福祉担当窓口」に連絡します。地域包括支援センター一覧は別紙①を参考にします。

なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応します。

② 施設内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見・通報した場合を含めて、虐待等が発生した場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法・様式、及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成員は、虐待報告書の様式を使用して記録を作成します。必要に応じて当クリニックの事故報告書を用います。記録については、委員会委員長に報告します。

報告を受けた委員長は、下記の対応もしくは対応の指示を、適時適切に実施します。

ア) 当該利用者の心身状況の確認・安全確保

イ) 市町村等への通報の有無の確認及び必要と思われる場合は通報

ウ) 法人本部、家族等への報告（第一報）

エ) 関係職員・部内等への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認

- オ) 委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策決定
 - カ) 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
 - キ) 関係者への報告（第二報以降適時）
 - ク) 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価
- 以上の流れについては、別紙②のフローチャートも参考にします。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4.①及び②に準じます。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等への説明を行うとともに、その求めに応じて、各地域包括支援センターや県HP記載の各種相談窓口等を適宜紹介します。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接管轄となる地域包括支援センターに連絡し、対応について相談します。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、当施設において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応に応じた職員を通じて、委員会に報告します。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族（身元引受人）、後見人等の関係者及び当事業所職員、ならびにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、施設内に掲示します。

9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、県発行の権利擁護の研修会資料の確認、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

10 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施し、相談役の常任理事、理事長に確認をとり、実行とします。

11 附則

この指針は、2023年6月13日より施行します。